

平成29年2月28日
港湾局 海洋・環境課

港湾における洋上風力発電施設の構造審査のあり方（骨子案）を策定しました

～港湾における洋上風力発電施設検討委員会の中間成果のとりまとめ～

経済産業省及び国土交通省は、洋上風力発電の円滑な導入を図るため、電気事業法と港湾法に基づいた洋上風力発電施設の構造審査が的確に実施できるよう、港湾における洋上風力発電施設検討委員会を設置して検討を進めています。今般、同委員会による検討の中間成果として、「港湾における洋上風力発電施設の構造審査のあり方（骨子案）」をとりまとめました。

洋上風力発電の導入適地として港湾が有望視されているなか、北九州港など我が国の複数の港湾において洋上風力発電のプロジェクトが計画されています。港湾に洋上風力発電施設を導入する際には、電気事業法及び港湾法に基づく基準に適合していることが必要となります。

このため、経済産業省と国土交通省は連携して、各法に基づく構造審査の効率的な実施及び事業者の負担軽減を図るため、平成28年9月「港湾における洋上風力発電施設検討委員会」を設置し、検討を開始しました。

今般、設計技術ワーキンググループによる海洋構造物の設計に係る検討を踏まえ、同委員会による検討の中間成果として、「港湾における洋上風力発電施設の構造審査のあり方（骨子案）」をとりまとめました。

今後、同委員会は、本骨子案をもとに「港湾における洋上風力発電施設の構造審査のあり方（詳細版）」をとりまとめる予定です。さらに、経済産業省と国土交通省は、当該詳細版を踏まえ、各法に基づく構造審査にあたり遵守すべき事項及びその解釈等を策定します。

添付資料

- 港湾における洋上風力発電施設検討委員会 委員名簿
- 港湾における洋上風力発電施設検討委員会設計技術ワーキンググループ 委員名簿
- 港湾における洋上風力発電施設の構造審査のあり方（骨子案）

【問い合わせ先】

国土交通省 港湾局 海洋・環境課 齋木(さいき)、田中(たなか)
TEL(代表) 03-5253-8111(内線46657、46659)
TEL(直通) 03-5253-8674 FAX 03-5253-1653